

宮城県クマ出没注意報等発出実施要領

(目的)

第1条 この要領は県民にクマに対する注意を喚起し、県内における、クマによる人身被害を防止するため、クマの出没に係る予報、注意報及び警報の発出について必要な事項を定める。

(注意報等の名称)

第2条 注意報等の名称は次のとおりとする。

- (1) クマ出没シーズン予報（以下「予報」という。）
- (2) クマ出没注意報（以下「注意報」という。）
- (3) クマ出没警報（以下「警報」という。）

(予報の基準及び発表時期)

第3条 予報は、県が行うブナ豊凶調査結果を受け、11月下旬（冬季出没予報）及び2月下旬（春季～秋季出没予報）の2回発表する。

(注意報発出の基準)

第4条 注意報は、次の基準に該当するかを踏まえ、総合的に判断し発出する。

- (1) 当該月のクマの目撃等件数が過去5年の同月平均値の1.25倍以上のとき。
- (2) 人身被害が発生したとき。
- (3) その他クマの出没による人身被害の発生が懸念されるとき。

(警報発出の基準)

第5条 警報は、次の基準に該当するかを踏まえ、総合的に判断し発出する。

- (1) 当該月のクマの目撃等件数が過去5年の同月平均値の1.5倍以上のとき。
- (2) クマによる死亡事故が発生し、又はけがなどの人身被害が、直近の人身被害と同一の市町村若しくは隣接市町村で発生し、かつ発生日から起算して1か月以内に発生したとき。
- (3) その他クマの出没による人身被害の拡大が危惧されるとき。
2 ただし、冬期など目撃等件数が急激に減少した場合等については、気象予報など条件に応じ、基準に関わらず前条に基づく注意報とすることができるものとする。

(注意報及び警報の発出期間)

第6条 注意報等の発出は期間を定めて行うものとする。ただし人身被害の拡大のおそれがある場合は、期間を延長することができるものとする。

- (1) 注意報の発出期間は、原則として発出した日から1か月間とする。
- (2) 警報の発出期間は、第5条(1)の場合は発出した日から1か月間とし、同条(2)又は(3)の場合は原則として発出した日から2週間とする。

(注意報及び警報の発出区域)

第7条 注意報及び警報を発出する区域は、別表1に掲げるとおりとする。

(注意報等の周知)

第8条 県は、予報を発出したときには県のホームページで周知し、注意報及び警報を発出したときは、県のホームページ等や報道機関を通じて県民に周知するとともに、別表2に掲げる関係機関にその旨を通知し、注意喚起の徹底を図るものとする。

附 則

この要領は、令和5年3月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月29日から施行する。

【別表1】

分類	該当条項	発出区域	備考
注意報	第4条(1)	原則として 県内全域	—
	第4条(2)		—
	第4条(3)		—
警報	第5条(1)	原則として 県内全域	—
	第5条(2)		状況に応じて、市町村単位又は圏域等により複数市町村を対象とすることができるものとする。
	第5条(3)		

【別表2】

分類	関係機関等	注意報	警報
国関係機関	環境省東北地方環境事務所	○	○
	林野庁東北森林管理局	○	○
警察	宮城県警察本部（生活安全企画課、地域課）	○	○
県関係機関	宮城県農政部（農山漁村なりわい課）	○	○
	宮城県水産林政部（林業振興課、森林整備課）	○	○
	宮城県土木部（河川課）	○	○
	宮城県教育庁（保健体育安全課）	○	○
	宮城県林業技術総合センター（環境資源部）	○	○
	各地方振興事務所地域事務所（林業振興部）	○	○
市町村	市町村（鳥獣行政担当課室）	○	○
狩猟団体	一般社団法人 宮城県猟友会	×	○
その他	その他（必要に応じ連絡が必要と判断される機関）	×	○